

令和6年第5回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和6年5月28日（火）午後1時30分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 令和6年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 承認第12号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第4 承認第13号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について
- 日程第5 承認第14号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について
- 日程第6 議案第21号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について
- 日程第7 議案第22号 令和7年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項について
- 日程第8 議案第23号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第9 意見聴取 令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 教育長の報告
- 日程第14 その他 事務局長
教育総務課長
給食センター課長
学校教育課長
幼児教育課長
生涯学習課長

閉会の宣告

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

服 部 照
森 下 伊三男
加木屋 加緒里
大 平 高 司
伊 藤 清 美

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長	佐 藤 雅 人
教育総務課長	平 光 光 幸
給食センター課長	松 野 光 広
学校教育課長	川 田 英 樹
学校教育課主幹	佐 藤 文 行
幼児教育課長	野 口 智 子
幼児教育課主幹	庄 司 洋
幼児教育課主幹	安 藤 浩
生涯学習課長	野 田 秀 樹

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課主幹	島 田 将 志
---------	---------

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○教育長 ただ今より、令和6年第5回瑞穂市教育委員会定例会を開会します。

日程第1 令和6年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第1 令和6年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。

委員の皆様には事前にご確認いただいていると思いますが、異議等はありませんでしょうか。

異議がないようですので、令和6年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については、承認することとします。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○教育長 日程第2 会議録署名委員の指名についてです。

今回は、加木屋委員よろしくお願ひします。

日程第3 承認第12号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について

○教育長 日程第3 承認第12号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第3 承認第12号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。提案理由、瑞穂市社会教育委員条例第2条の規定により、別紙の者を補欠の瑞穂市社会教育委員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるもの。

校長会代表の校長が交代となりましたので、委嘱したものです。

○教育長 質問等はございますか。

ないようですので、日程第3 承認第12号 瑞穂市社会教育委員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

日程第4 承認第13号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第4 承認第13号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第4 承認第13号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。提案理由、瑞穂市社会教育推進員設置規則第4条の規定により、別紙の者を補欠の瑞穂市社会教育推進員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるもの。

セザール穂積自治会の方が事情により交代となりましたので、委嘱したものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第4 承認第13号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

日程第5 承認第14号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第5 承認第14号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第5 承認第14号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第3条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。提案理由、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、別紙の者を瑞穂市スポーツ推進委員に委嘱したので、これを報告し、教育委員会の承認を求めるもの。

牛牧小学校区の方を新たに委嘱したものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第5 承認第14号 瑞穂市スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分について、承認することとします。

日程第6 議案第21号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について

○**教育長** 日程第6 議案第21号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第6 議案第21号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、議決を求める。提案理由、瑞穂市学校運営協議会規則第5条第2項の規定により、別紙の者を学校運営協議会委員に委嘱するもの。

穂積中学校区と穂積北中学校区の委員を委嘱するものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第6 議案第21号 瑞穂市学校運営協議会委員の委嘱について、可決することとします。

日程第7 議案第22号 令和7年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項について

○**教育長** 日程第7 議案第22号 令和7年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第7 議案第22号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第1号の規定により、議決を求める。提案理由、瑞穂市立幼稚園管理規則第3条の規定により、別紙のとおり定めるもの。

昨年度との違いは、募集園児数の変更と給食費の引上げの2点です。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**大平委員** 何名程度の入園を予想していますか。

○**学校教育課長** 全体で50名程度と予想しております。

○**大平委員** 教室に余裕はありますか。

○**学校教育課長** 現在7クラスですが、教室として使える部屋は10部屋ありますので、まだ余裕があります。

○**加木屋委員** 説明会の開催日が夏休み中の日程ですが、子連れ参加になってしまうといった問題は出ていないですか。

○**学校教育課長** 例年同様の開催日程ですが、特に問題はないと聞いております。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第7 議案第22号 令和7年度瑞穂市立ほづみ幼稚園入園募集要項について、可決することとします。

日程第8 議案第23号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第8 議案第23号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第8 議案第23号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、議決を求める。提案理由、中学校の部活動が地域クラブ活動に移行することに伴い、テニスコートを開放施設として指定するため、規則の改正を行うもの。

各中学校の学校開放体育施設としてテニスコートを新たに追加するものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**大平委員** 地域クラブはどのように使用申請をすることになりますか。

○**生涯学習課長** ひと月ごとに申請書を提出していただきますが、地域クラブは一般の方よりも優先的に使用できるようにさせていただきます。

○**大平委員** 予約が空いていれば一般の方も利用できるということは、利用可能なテニスコートが増えるということですね。

○**生涯学習課長** はい。現在は生津スポーツ広場にテニスコートがありますが、今後は各中学校のテニスコートも利用可能となります。

○**事務局長** 地域クラブに移行すると一般の方と同じ社会教育団体となりますので、テニスコートを利用できるように規則を改正して学校開放施設とするものです。今回、申請書の様式の改正もありますが、予約システムの改修が完了するまでは、当面紙の申請書を提出していただきます。

○**伊藤委員** 後ほどで結構ですので、地域クラブへの移行の進捗状況について教えてください。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第8 議案第23号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することとします。

日程第9 意見聴取 令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について

○**教育長** 日程第9 意見聴取 令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について、

を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第9 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求める。提案理由、令和6年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

○**事務局長** 教育委員会事務局全体で、3,667万7千円の増額補正となります。歳出の主なものは給食センターの賄材料代で、約3千万円となっています。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**大平委員** 小学校費の修繕料185万7千円は何を修繕する予定ですか。

○**教育総務課長** 穂積小学校校舎1階の軒先の劣化部分の補修となります。

○**伊藤委員** 賄材料代で約3千万円の増額補正ですが、給食費を値上げした分から更に増額ということですか。

○**給食センター課長** 10%の引上げを行った分の賄材料代の増額補正で、それ以上の分ではありません。

○**加木屋委員** 穂積中学校と巢南中学校のエアコンの修繕料がありますが、何台分ですか。

○**教育総務課長** 穂積中学校は相談室のエアコン1台、巢南中学校は職員室のエアコン1台となります。

○**大平委員** 2台で137万9千円は高いと思います。

○**教育総務課長** 修繕料で計上していますが、穂積中学校のエアコンについては一式更新となります。

○**大平委員** それぞれいくらですか。

○**事務局長** 穂積中学校は83万4千円、巢南中学校は54万5千円となります。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第9 意見聴取 令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について、承認することとします。

日程第10 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第10 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第10 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求める。提案理由、令和6年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、教育委員会の意見を求めるもの。

上位法の改正に合わせて、家庭的保育事業等の3歳以上児の保育士配置基準を改正するものです。瑞穂市においては、小規模保育事業のA型、B型がありますが、3歳以上児は現在おりませんので、直接的な影響はございません。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**森下委員** 現在、3歳以上児はいないとのことでしたが、年齢が上がって発生する可能性はありますか。

○**幼児教育課長** 小規模保育事業所については、原則0歳から2歳児の預かりとなりまして、3歳に上がる際に連携する保育施設での受け入れ態勢ができておりますので、今のところ予定はございません。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第10 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、承認することとします。

日程第11 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第11 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第11 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求める。提案理由、令和6年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、教育委員会の意見を求めるもの。

地域クラブ活動の開始に伴い、これまでの地域部活動検討委員会を改編して地域クラブ活動推進委員会を設置するものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**森下委員** 地域部活動検討委員会の発展的解消と捉えてよろしいでしょうか。

○**生涯学習課長** はい。今後は、実際に動き出している地域クラブの課題や問題点を協議

する場として、ほぼ同じ委員構成でこれまでの経緯をもって協議を進められればと考えております。

○**事務局長** 委員を選任する基準についての改正はありませんが、例えば「保護者の代表者」として実際に選任される際は、これまでの方から変更があるかもしれません。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第11 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、承認することとします。

日程第12 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第12 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第12 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求める。提案理由、令和6年第2回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、教育委員会の意見を求めるもの。

部活動の地域クラブへの移行に伴い、テニスコートを学校開放施設として指定し、使用可能な時間帯と使用料を定めるものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第12 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、承認することとします。

日程第13 教育長の報告

○**教育長** 日程第13 教育長の報告です。

2点お話しします。

1点目は、子どもたちの姿についてです。先週、3中学校の体育祭を見に行きましたが、生徒の表情や動きから学校生活を楽しんでいるなということを感じました。学校へ行くのが楽しいなと思っている子が一人でも増えてくれるとありがたいと思っています。

2点目は、先日、青少年育成市民会議三部会に出席して、子どもというのは、学校、家庭、地域が連携してみんなで守り育てることが大事だなと感じたことです。地域の方

に見守られて育つことで、最終的にはふるさとを愛する子どもを育むことにつながるということを思いました。今年度は部会をリニューアルして、まちづくり、地域づくり、人づくりの3つの部会で動き出したところで、良いスタートが切れたのではないかと考えております。

日程第14 その他

○**教育長** 日程第14 その他です。

事務局長。

○**事務局長** 特にございませぬ。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 瑞穂市総合計画策定審議会兼瑞穂市総合計画等評価審議会の委員の推薦依頼が市長よりありました。ご就任いただける方の選出をお願いできますでしょうか。

<加木屋委員を推薦することとした>

○**教育長** 給食センター課長。

○**給食センター課長** 5月22日、給食のニンジンポタージュに異物の混入が発生しました。発生当日、保健所の立ち入り調査が行われましたが、作業工程、使用調理器具に問題は発見されませんでした。食材のメーカーにも問い合わせを行いました、異物と同一の金属器具は使用していないとの回答を得ています。原因が特定できておりませんが、今後は、調理器具の点検後の使用、調理途中の器具の欠落の確認、食材の目視後の調理を実施し、安全安心な給食を提供してまいります。

○**教育長** 現時点では原因が特定できておりませんので、給食センターだけでなく、学校での配膳中においても細心の注意を払ってまいります。

学校教育課長。

○**学校教育課長** 今年1月の「こどもまんなか応援サポーター宣言」後、その一環としてスクールミーティングというものを実施しております。市長、教育長と関係部課長が学校を訪問し、子どもたちから市政に対する意見を直接聞くというもので、5月8日の穂積小学校から始まり、最終が7月11日の穂積北中学校の予定です。子どもたちからの意見については、後日報告させていただきたいと思っております。

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 今年度の保育所と放課後児童クラブの待機児童数の報告です。保育所に

については、ここ数年は0人で、今年度も未満児の受け入れ人数を増やすなどの努力をしましたが、4月1日時点の状況として1人となりました。放課後児童クラブについては5月1日時点で14人となりました。コロナが明けてニーズが高く、受け皿と指導員不足の状況ですので、様々な対策を考えていこうと思っております。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 部活動の地域クラブへの移行の進捗状況について説明します。令和7年度末までの完全移行を目指して、今年4月からスタートしています。3中学校で43の部活動がありますが、現在、4つの部活動が移行できているという状況です。中体連が終わりますと、2年生を中心とした新体制でスタートすることになりますので、このタイミングで移行を考えているという意見もあります。今後はある程度加速して移行が進むのではないかと期待しております。本日の議題にもありましたが、当課としても環境を整えつつあります。県より交付される補助金を活用しながら進めていきたいと考えております。

その他、今後の予定としまして、5月29日に「清流の国ぎふ」文化祭2024瑞穂市実行委員会第3回総会を開催予定です。審議状況につきましては、後日報告をさせていただきます。

○教育長 それでは次回以降の予定について確認させていただきます。

まず、第6回定例会は、6月27日（木）午前9時30分から、3-2会議室で開催します。

第7回定例会は、7月26日（金）午後1時30分から穂積庁舎の大会議室で開催予定の総合教育会議終了後に開催しますのでよろしくお願いします。

閉会の宣言

○教育長 本日は、お忙しいところありがとうございました。

これをもちまして、令和6年第5回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時01分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年5月28日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員

加木屋 加緒里

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。